

# 第3次

## 十日町市生涯学習推進基本計画

〈平成28年度～平成32年度〉

「はぐくみ 支えあい 学びあう 元気なまちづくり」



新文化ホール・新中央公民館(完成予想図)

平成28年10月  
十日町市教育委員会

# 目 次

第1章 生涯学習推進基本計画策定の基本的事項	1
I 生涯学習推進基本計画策定にあたり	1
1 計画策定の背景	1
(1) 「生涯学習」とは	1
(2) 生涯学習の理念	1
2 十日町市生涯学習推進基本計画	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2
II 基本理念と基本目標	3
III 施策の体系	4
第2章 基本計画 わがまちの生涯学習 現状と課題・施策の方向	5
I 施策の柱1 生涯にわたる学習機会の充実	5
1 家庭教育の充実	5
2 学校教育の充実	8
3 社会教育の充実	10
II 施策の柱2 多様な学習活動の充実	12
1 生涯スポーツ・健康づくりの推進	12
2 文化・芸術活動の推進	14
3 現代的な課題への取組	16
III 施策の柱3 生涯学習推進体制の整備	19
1 学習成果活用のための環境整備・生涯学習推進のための人材育成	19
2 学習情報提供・学習相談体制の充実	20
3 生涯学習関係施設の整備	20
4 地域社会全体で学ぶ環境づくり	22
＜資料編＞	
・生涯学習推進基本計画策定要綱	24
・策定委員会、ワーキング会議名簿	25
・計画策定までの経過	27

# 第1章 生涯学習推進基本計画策定の基本的事項

## I 生涯学習推進基本計画策定にあたり

### 1 計画策定の背景

#### (1) 「生涯学習」とは…

「生涯学習」という理念は、1965年（昭和40年）、ユネスコの国際会議「成人教育推進国際委員会」の中で、議長のポール・ラングラン（1910年～フランス人）によって提唱された「生涯教育」という考え方が始まりとされています。

この国際会議の中で、ポール・ラングランは「人間は一生を通じ、自ら学んで自分自身を伸ばしていくことが大切である。」と述べて、「生涯教育」を進めていくことが時代の変化に対応した成人教育の課題であると提案しました。その後も国際的な場での議論を経て、生涯学習は地域社会の課題に対処する住民の力を高めていくための学習活動でもある、というような考え方に発展してきました。

わが国では、各種審議会等において検討が重ねられ、昭和56年6月に中央教育審議会による答申「生涯教育について」の中で、生涯教育の意義と生涯学習についての考え方が次のように整理されました。

「…今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・拡充しようとするのが生涯教育の考え方である。…」

#### (2) 生涯学習の理念

「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会」で「学習の成果を活用される社会」の実現を図っていくことが、生涯学習の理念です。

##### 教育基本法 第3条 生涯学習の理念

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

## 2 十日町市生涯学習推進基本計画

### (1) 計画策定の趣旨

十日町市では、平成20年（第1次）と平成24年（第2次）に「十日町市生涯学習推進基本計画」を策定し、市民の生涯学習の推進に努めてきました。

この間、人口の減少、少子高齢化がますます進み、新しい自治組織ができるなど社会状況が大きく変化してきました。この第3次十日町市生涯学習推進基本計画は、第2次の計画の成果を踏まえ、これからの学び、地域づくり、人づくりのための基本方向を示したものです。

### (2) 計画の位置づけ

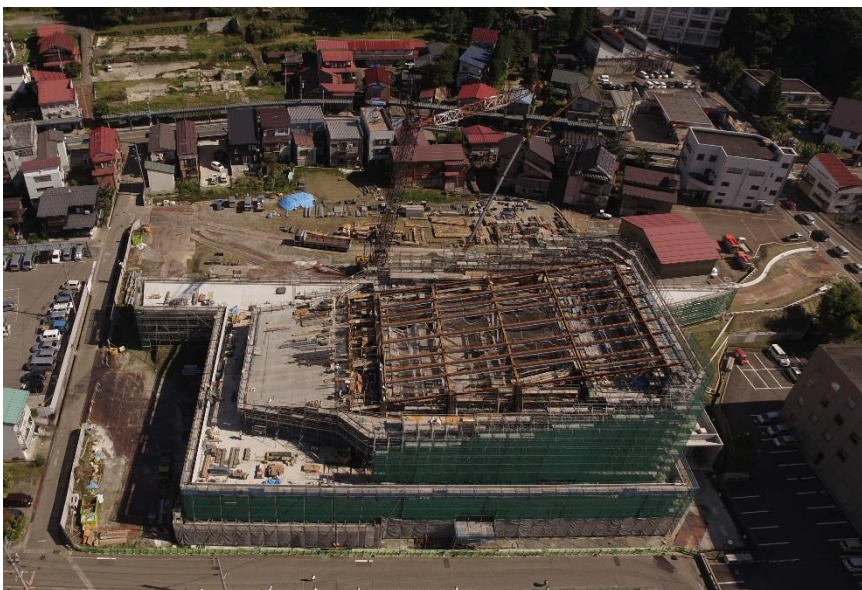
生涯学習推進基本計画は「第2次十日町市総合計画前期計画」や「十日町市教育大綱」、「第2次新潟県生涯学習推進プラン（改訂版）」及び市が策定する各種行政計画との整合性を図り、社会情勢の変化を考慮して、十日町市の今後の生涯学習推進の基本的な方向を示すものです。

また、教育機関、地域団体、民間企業などと連携を図りながら市民の生涯学習を効果的に推進するための指針とするものです。

生涯学習の本来の主体は個人であり、多様な学びの環境を提供していくための基本的な考え方をこの計画で示しています。

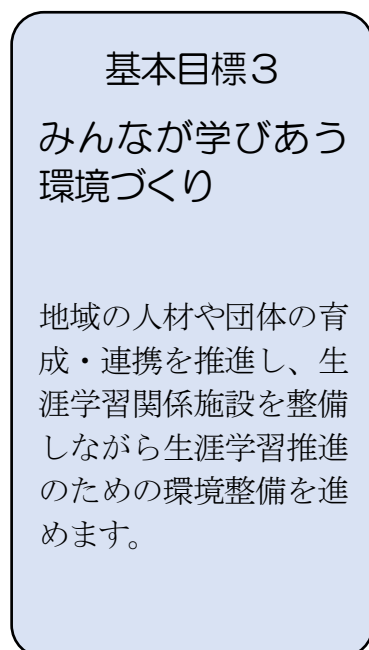
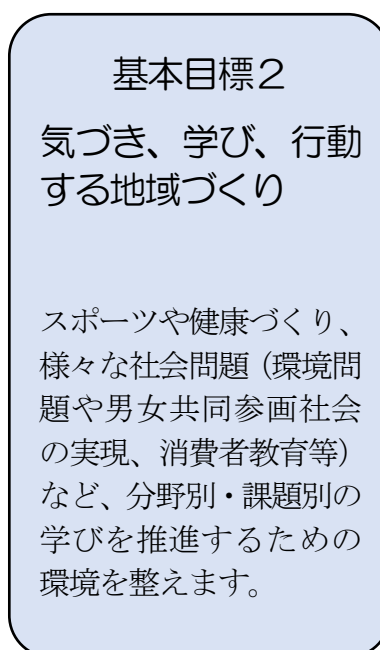
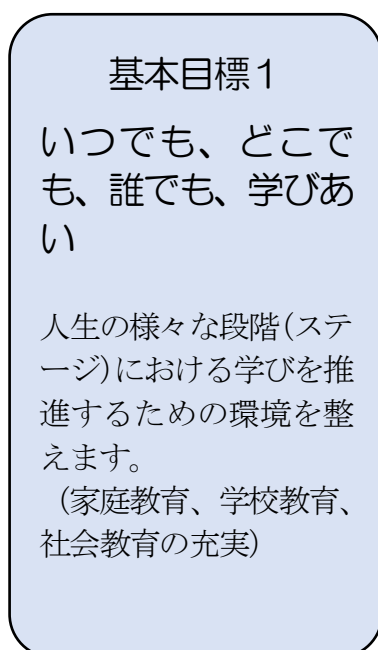
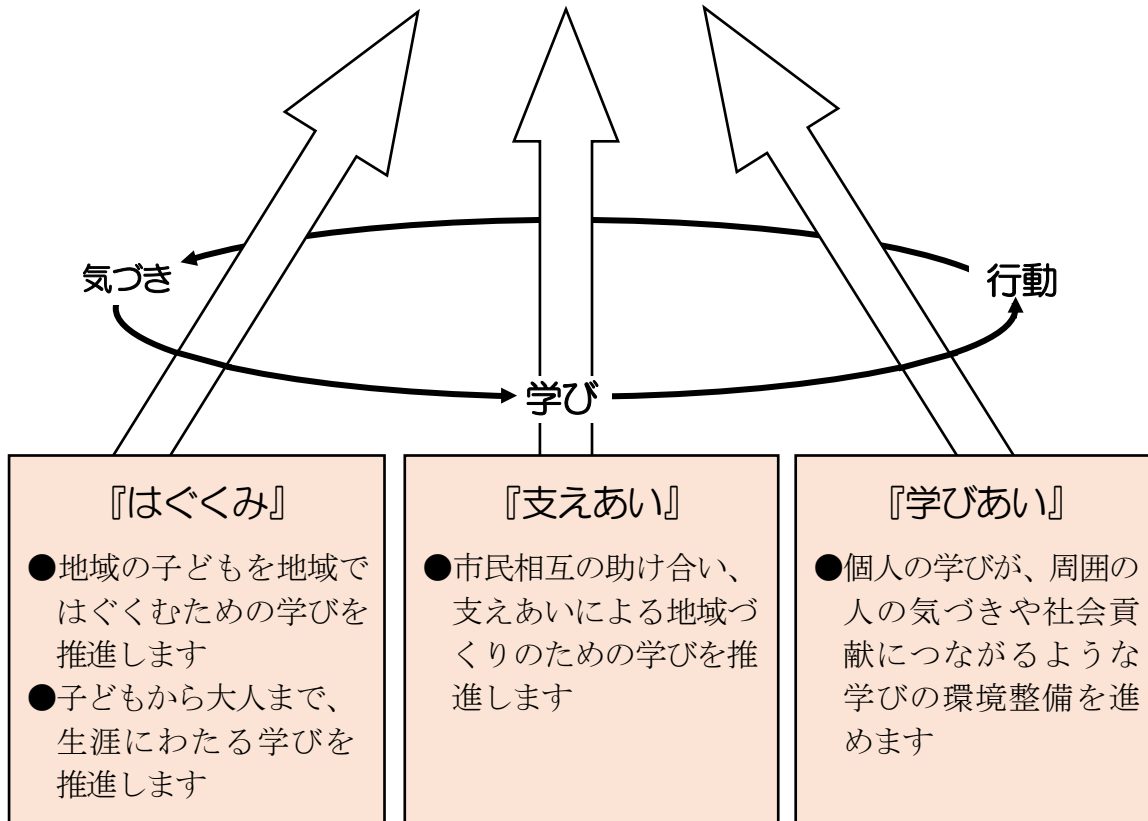
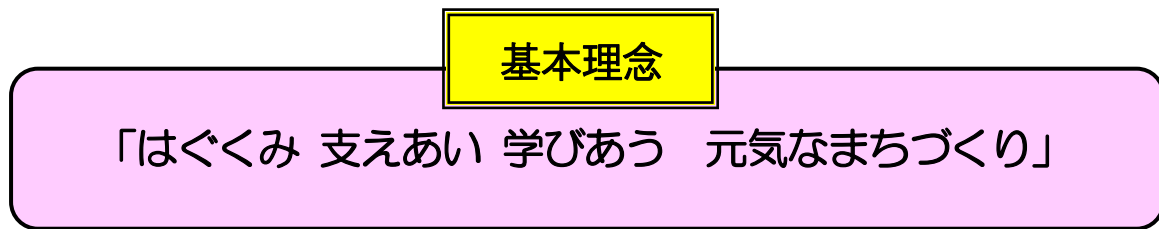
### (3) 計画の期間

この計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、新潟県生涯学習推進基本プランや社会情勢の変化等を考慮しながら見直しを図ります。



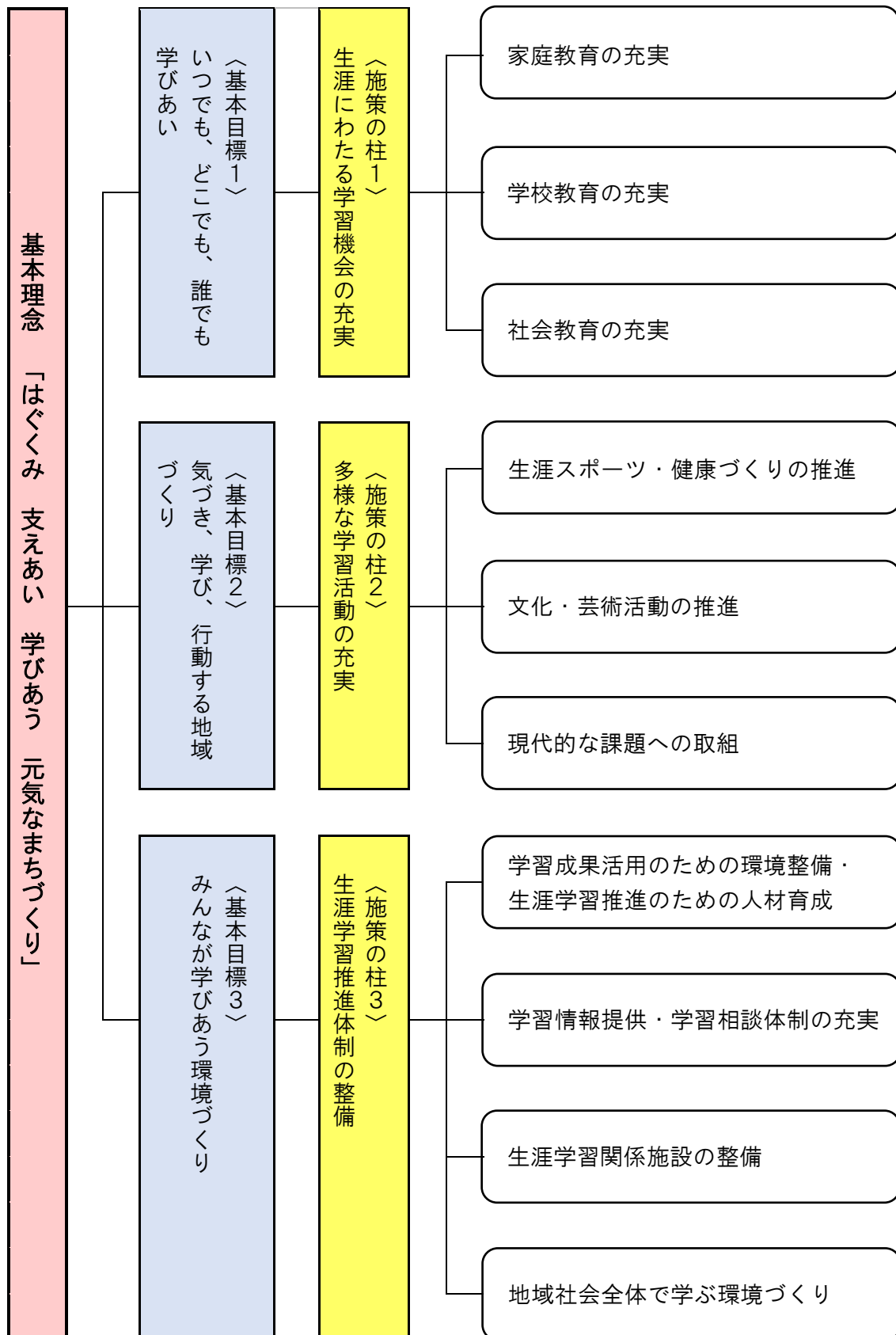
平成29年秋のオープンをめざして工事が進む新文化ホール・新中央公民館

## Ⅱ 基本理念と基本目標



### Ⅲ 十日町市生涯学習推進基本計画 施策の体系

〈施策の方向〉



## 第2章 基本計画 <わがまちの生涯学習 現状と課題・施策の方向>

### I 施策の柱1 生涯にわたる学習機会の充実

#### 1 家庭教育の充実

##### 【現状と課題】

すべての教育の出発点である家庭の教育力の低下が指摘されています。親の就労形態が多様化し、核家族化や少子化が進む中、親子のコミュニケーションの機会が減り、さらに、地域の人々のつながりも希薄になっています。

その結果として、あふれる子育ての情報に振り回され、不安や悩みを抱えて孤立する親が増えています。そうした親に育てられた子どもが、対人関係をうまく築くことができない、自己表現がうまくできない、集団生活の中でうまくやっっていけない、といった社会性に問題を抱えることが多くなっています。

子育て支援のための家庭教育においては、子どもに対するものだけではなく、親への教育支援の充実が求められています。



はぐくみのまちづくりフォーラム 2015



## 【施策の方向】

### ◆はぐくみのまちづくり運動の推進

#### ○食育の推進

- ・市全体の取組の共通テーマとして「食育」を掲げ、地域ごとに講演会や学習会などを開催し、市全域を対象としたフォーラムを開催します。
- ・「地産地消」運動の一環として、給食用農産物の収穫作業などを通して、子どもや親、そして地域住民に向けた食の生産と消費に対する意識を醸成します。

#### ○読書活動の推進

- ・「子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが家庭や学校等で読書に親しむ機会や情報の提供に努めるとともに読書を通して家庭のコミュニケーションを図る家読（うちどく）\*を進めます。

#### ○その他のテーマに関する運動の推進

- ・あいさつ運動、子どもの安全安心な環境づくり、子どもの体力づくり、といった食育、読書活動以外のテーマについての取組を地域ごとに進めます。

#### ○子どもの発達段階に応じた学習機会の拡充

- ・公民館などの社会教育施設や子育て支援関係機関において、家庭教育学級、講座等を開催し、子どもの発達段階に応じた学習機会を拡充します。同時に、親が学べる機会の拡充も図ります。

### ◆子育て支援体制の充実

- ・地域子育て支援センター機能の充実を図ります。
- ・子育てサポーター、子育てボランティアの養成（ファミリーサポートセンター\*\*）を拡充します。
- ・民間ボランティア団体等との連携を強化し、よりサービスが受けやすい体制づくりを進めます。
- ・妊娠・出産・子育てに対する切れ目ない相談など各種育児相談体制の充実を図ります。
- ・多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・公民館、情報館などで子育て、親への教育支援の充実を図ります。



「早ね早おき朝ごはん」国民運動ロゴ

※家読（うちどく）…家族で同じ本を読んで、感じたことを話し合い、家族のコミュニケーションを深める読書法。朝の読書推進協議会が2006年に提唱し、始めた運動で、全国に広がっている。

※ファミリーサポートセンター…厚生労働省が実施する子育て支援事業の一つ。地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。



## 参考：「はぐくみのまちづくり運動」について

～ 平成 18 年度から取り組み開始 ～

### 「はぐくみのまちづくり運動」とは…

将来を担う子ども・若者が健やかに成長し、地域に愛着と誇りを持ち、社会に適応して生きていく力を身につけるためには、地域社会全体での取り組みが必要です。大人は子どもをはぐくむ存在であることを自覚し、子どもをはぐくむために自ら学び、子どもとともに成長しようという意識の高揚が必要です。

そして、家庭や地域の教育力の低下が取り沙汰され、いじめ問題など子どもに関する問題が深刻化する中、今こそ、学校・家庭・地域・行政が一体となり、市民運動として「できることから、やってみよう」という意識を持って行動を起こす必要があります。

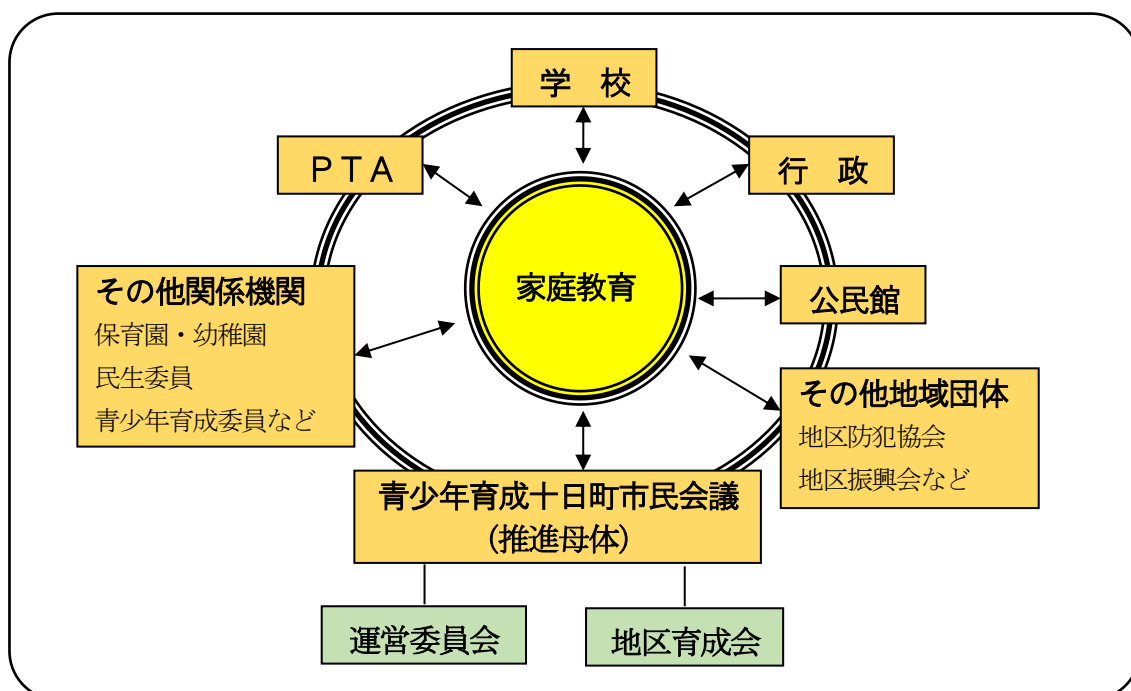
この市民運動を「はぐくみのまちづくり運動」として継続的に展開し、地域に根ざした青少年の健全育成の土壌づくりを目指します。

### 「はぐくみのまちづくり運動」5つの主要テーマ

～ できることから、やってみよう ～

- ① 食べることを考えよう
- ② 子どもの安全を守ろう
- ③ 読む力を身につけよう
- ④ 元気にあいさつしよう
- ⑤ 体力・たくましさを伸ばそう

### 「はぐくみのまちづくり運動」推進体制イメージ



## 2 学校教育の充実

### 【現状と課題】

#### ●学力向上

当地域の学力を全国レベルで見ると、小学生は平均以上です。中学生は平均以下となる教科もありますがおおむね全国平均レベルです。中学生の学力を向上させ、全国平均以上に高める取組が求められます。

学力を向上させるためには教員の指導力の向上が必要です。特に、当地域には経験年数の少ない若手教員が多く配置される傾向があるため、若手教員の指導力のレベルアップが児童生徒の学力向上には欠かせない要因となっています。また、当地域出身の教職員が少ないため、地域に根ざした教育を推進していくためには、その確保も大切です。

教職員の研修の機会を増やし、授業内容を充実していくことが重要であり、その基幹となる機能・体制の整備が必要です。

#### ●特別支援教育

学校では、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性症候群）、ASD（自閉症スペクトラム）等の発達障がいを始め、特別な支援を必要とする児童生徒が増えており、一人一人に応じた適切な支援が必要です。

また、指導にあたる教員の指導力の向上や保護者への適切な支援が必要です。

#### ●生徒指導

心身に課題を抱える児童生徒が年々増加しています。全国平均に対し不登校児童生徒も高い割合となっています。また、児童生徒一人一人の抱える課題も多様化し、複雑になってきています。幼児期から保育園・認定こども園<sup>\*</sup>・小中学校・高校に至るまでの一貫した支援・連携を行い、社会性を育てていく必要があります。

また、子どもたちの安全が脅かされる時代であり、地域と連携したネットワークづくり、防犯対策が求められています。

#### ●地域と連携した特色ある教育活動

地域に誇りと愛着をもった人間をはぐくんでいくために、学校の教育活動の取組だけでなく、地域の伝統文化、伝統芸能、産業などを学んだり、地域の行事や活動に参加したりしていく取組が必要です。

さらに、それらの教育活動を発展・充実させていくためには、他の地域の人や外国の人とも交流していくようなグローバルな視点を取り入れた教育活動を推進していくことも必要です。

#### ●小中一貫教育の取組

平成 26 年度から全小中学校で小中一貫教育を開始しています。この取組により一定の成果が見られるようになってきたものの、依然として、学力の向上や不登校、いじめ等の中 1 ギャップの問題や社会性の育成といった様々な課題を抱えています。

<sup>\*</sup>認定こども園…幼稚園と保育園の垣根をなくし、就学前の子どもに対し、保育及び教育を一体的に提供する施設として、子ども・子育て支援制度で位置づけられた施設。

## 【施策の方向】

### ◆学力向上対策事業の推進

- ・各学校において、統一学力調査の分析を基に授業改善に取り組んできました。今後も地域や家庭と連携して学力向上の方策を検討していきます。
- ・若手教員の多い地域として若手教員サポート体制を充実し、教員の資質向上を図ります。
- ・教育センター機能を拡充し、学力向上に向けた体制整備を進めます。
- ・市内の学校に勤務を希望し、地域に根ざした教育を推進する熱意ある教職員を確保するための方策を検討します。
- ・放課後寺子屋塾や英会話寺子屋塾を充実し、児童生徒の学習支援を進めます。

### ◆特別支援教育の充実

- ・特別な支援が必要な児童生徒がいる学校に、教育支援員を配置します。
- ・教育センターによる特別支援教育にかかわる研修を充実し、教職員の資質向上を図ります。
- ・発達支援センターと特別支援学校などと連携を密にし、できるだけ早期に、児童に適切な支援を行うよう努めます。

### ◆生徒指導対策の充実

- ・就学支援委員会を充実するとともに、「旧幼保小中かけはし推進事業」を小中一貫教育の中に組み入れて推進していきます。
- ・相談支援ネットワークを整備し、教職員の研修機会を充実させ、各種相談に適切に応じられる体制を整えます。
- ・いじめ、不登校対策等における地域の人材、指導者を育成します。
- ・人権教育の充実を図り、いじめを許さない、見逃さない児童生徒を育成します。
- ・様々な体験活動を通じて、子どもの社会性を育てていきます。

### ◆地域と連携した特色ある教育活動の実践

- ・小中学校の特色ある教育活動への支援を今後も行います。
- ・地域の子ども会とともに子どもたちの地域行事等への積極的参加を働きかけます。
- ・社会教育機関や地域の団体と連携して、学校支援ボランティア（読み聞かせ、行事運営、地域伝統芸能伝承等）の充実を図るとともにキャリア教育にかかわる取組など地域と連携した活動を拡充します。
- ・防犯ボランティアや地域特性を生かした催しの実施など地域の学校支援活動の促進を図ります。
- ・大地の芸術祭や文化活動にかかわる地域の文化協会や芸術家等と協力し、幼い頃から芸術に親しめる環境づくりや国際理解教育を推進する体制づくりを進めます。

### ◆小中一貫教育の推進

- ・家庭や地域と連携しながら小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校の設置などを推進します。
- ・独自教科を設定できる小中一貫校で英会話科などの取組を進めます。

### 3 社会教育の充実

#### 【現状と課題】

社会教育は、学校教育を除いた、組織的な教育活動です。社会教育には、生きがいつくりのための趣味的な講座のほか防災や環境などの現代的な課題解決のための市民の学びに果たす役割が求められてきています。

#### ●幼児教育・青少年教育

幼児期は、人間形成の重要な時期であり、幼児教育への期待と役割は大きいものとなっています。国では、子育て支援対策を再編し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について包括的・子ども・子育て支援制度が平成27年度からスタートしており、本市においては十日町市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

また、社会で生きる力を育むために、青少年を対象にした様々な社会参加事業や体験活動の充実が求められています。

#### ●成人の学習活動

これまでは、公民館を中心とした趣味の講座や教養を高めるための講座を開催し、市民の仲間づくりや生きがいつくりを行ってきました。しかし、趣味の多様化、情報技術の進歩等を背景に個人の知識レベルが向上し、民間でも学べる教室・塾が増えてきたため、公民館での教室講座の在り方が問われています。

#### ●高齢者の生きがいつくりのための学習

十日町市の高齢化率は県内上位に位置しています。公民館や介護保険の事業では、高齢者の生きがいと健康づくり事業を公民館などで実施しており、現在は、元気な高齢者が公民館利用者の大半を占めていますが、少子高齢化の進行に伴い、家庭内での役割の喪失や孤立化する高齢者への対応も考えていかなければなりません。

また、会社を退職し、時間にゆとりができた団塊の世代\*の人たちが持っている様々な知識や技能を継承し、生かしていくための機会をつくることが求められています。

#### ●現代的課題に対応するための学習

防災対策や介護、地球温暖化対策など、現代は個人的な活動の範囲では解決できない様々な社会問題が出てきています。そういった問題について学ぶこと、問題解決の一助となるような学習機会を提供することが求められています。

#### ●地域自治を進めるための人づくり

十日町市では地域協議会に代わり、自主・自立を柱とする地域自治組織が設置されました。これに伴い、地域の課題を地域で解決するための人づくりが重要な課題になります。

“地域づくりは人づくり”と言われるように、社会教育においても地域づくりにつながる人材育成や地域づくりのための学習の場づくりが課題となっています。

## 【施策の方向】

### ◆幼児教育・青少年教育の充実

- ・幼児期における質の高い教育・保育の一体的な提供を図るため、十日町市子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内幼稚園等の認定こども園への移行・運営を支援します。
- ・認定こども園、保育園や学校、行政機関や地域団体との連携や情報交換を充実します。
- ・青年学級を中心とした若者の学習活動の場の提供と高校生などが社会活動に参加できる場の拡充を図ります。
- ・地域との連携により、青少年の社会参加を促すとともに、「生きる力」を育むための各種体験活動を積極的に展開します。

### ◆成人の学習機会の充実

- ・公民館等における、趣味や教養の向上を図る個人の生きがいをづくりのための事業を継続するとともに、学習成果を地域の活動につなげたり、ほかの人の学習にも生かせるよう奨励していきます。

### ◆高齢者の生きがいをづくりのための学習機会の充実

- ・人材バンクを整備し、団塊の世代退職者の技能や知識を、積極的に市民の学びのための人材として生かすような取組を進めます。
- ・公民館等における、趣味の広がりや教養の向上を図る、高齢者のための講座や教室を充実させるとともに、その参加を促進し、高齢者の生きがいをづくりや仲間づくりを進めます。また、経験が長い受講者は自主グループ化への移行を奨励します。

### ◆現代的課題に対応するための学習機会の充実

- ・現代的な課題に対応するような各種講座や教室、講演会を随時開催し、市民の「気づき」、「学び」とさらに「行動」につながるような取組を進めます。
- ・情報館の充実を図り、現代的課題解決に役立つ資料を収集し、レファレンスサービス※の能力を高めます。あわせて、高齢者や障がい者を含めた利用者サービスを向上させるため、電子書籍の導入やアウトリーチの充実に努めます。

### ◆地域自治を進めるための人づくり

- ・地域の課題を地域で考え、解決につなげていけるような人材を育成していきます。
- ・地域自治組織と連携し、地域づくりについて学ぶ機会を提供していきます

---

※**団塊の世代**…終戦後のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和22年～昭和24年の3年間に生まれた人たちが約800万人（出生者数）いたとされる。平成27年の推計人口は、新潟県の場合で約12万3千人。

※**レファレンスサービス**…図書館の利用者が学習、研究、調査を目的として必要な資料・情報を求めたとき、図書館員がその資料・情報そのものや資料・情報にたどり着くための資料・情報を提供・回答することによって、利用者を助ける業務。

## Ⅱ 施策の柱2 多様な学習活動の充実

### 1 生涯スポーツ・健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

##### ●生涯スポーツ

「スポーツ健康都市宣言」の中にある「楽しもうスポーツ、つくろう健康」のスローガンのとおり、十日町市では、スポーツや運動を楽しみながら健康の維持・増進を進めるまちづくりを目指しています。

まずは、運動やスポーツを行う市民の割合を高めるため、市民向けの啓発活動を行い、運動・スポーツに対する関心と意欲を高める必要があります。そして、「誰でも、いつでも、どこでも」運動・スポーツが行われる環境を整え、指導者を育成する必要があります。

また、子どもの体力づくりは、健康な大人に成長するための土台づくりです。小中学校の体力テストの結果を見ると、当市の子どもの測定結果は全国平均を上回っている傾向にあります。一層楽しみながら体力の向上を図ることができるよう、地域における様々なスポーツ教室やクラブ活動の充実を図ります。

さらに、スポーツ施設や豊かな自然を活用したスポーツイベントの誘致・開催等を積極的に推進することで、交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげていくことも必要です。

##### ●健康づくり

社会環境や生活環境が大きく変化し、生活習慣病やストレスの増大からくる精神疾患や自殺などが増加しています。

市民の健康寿命を延ばし生活の質の向上を図るためには、疾病の早期発見や治療にとどまらず、食生活改善や自分に合ったスポーツ・運動習慣を取り入れるなど、積極的に健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康づくり対策が求められています。

また、こころの健康づくりや自殺予防に関する情報提供とともに、相談体制をより充実していくことが必要です。



公民館「ルーシーダットン」

## 【施策の方向】

### ◆生涯スポーツの推進

#### ○「十日町市スポーツ振興基本計画」の推進

「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツという3つの視点から市の生涯スポーツを推進します。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンに決定したことを受け、地域の財産を有効に活用したスポーツイベントの開催やスポーツ交流、国際的スポーツキャンプの誘致に取り組みます。
- ・総合型地域スポーツクラブの協力を得ながら、市民が気軽に参加できるスポーツ教室、イベント等の機会を提供します。
- ・市報や市・総合型地域スポーツクラブ・スポーツ協会のホームページなどで提供しているスポーツに関する情報をより充実させます。
- ・子どもが地域で楽しみながら運動することができ、高齢者が無理なく体を動かすことができるような場を提供します。
- ・地域や各種のスポーツ団体が協力して市民の体力づくりと健康増進を支援することができるよう、地域の指導者の養成と資質の向上を図るとともに総合型地域スポーツクラブなどの環境を整備します。
- ・競技スポーツの水準向上を図ることができるよう、スポーツ協会や地域指導者との協力体制を確立します。

### ◆健康づくりの推進

- ・健康増進計画「健康とおかまち21」の推進による健康づくりへの意識啓発・広報や健康診査、各種健康教室の開催を通して、市民の健康に対する意識を高めます。
- ・生活習慣病の予防対策を推進するため、保育園や認定こども園、学校、保健所、地域の関係団体と連携して子どもから高齢者まで健康指導、健康相談を実施します。
- ・十日町市食育推進計画に基づき、保健所や食生活改善推進員など地域の関係団体と連携しながら市民の食育を推進します。
- ・こころの健康問題への対処方法や自殺予防など、正しい知識の普及啓発を更に進めるとともに、より利用しやすい相談体制の充実を図ります。



U17 クロアチア代表 vs 十日町選抜 U18

## 2 文化・芸術活動の推進

### 【現状と課題】

#### ●文化財の保存・活用

十日町市では、国宝・火焰型土器をはじめとして歴史的に貴重な土器や古文書などが数多く発見され、伝承されています。

博物館では、これらの文化財の保存活動とともに、「博物館友の会」の会員を中心に、歴史や文化財について学ぶ活動を展開しています。また、市民に文化財保存活動に関心をもってもらうような取組をしています。さらに、学校と連携して郷土学習の機会を提供したり、実物を通じた体験学習を行う試みを展開しています。

施設の老朽化に伴い、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に新博物館を建設し、地域文化を世界に向けて発信していく必要があります。

#### ●市民の芸術文化活動

芸術文化のかおるまちづくりを進め、身近に芸術文化を感じられる環境を整えることは、まちやそこに暮らす人々に潤いを与えていく上でかせませません。

そのためには、市民が芸術に対する造詣を深める機会や芸術文化の鑑賞機会の拡充や市民による様々な表現活動を奨励し、地域資源の掘り起しや地域の人材の育成等をサポートするとともに積極的な情報発信することが必要です。

また、市民の芸術文化活動に対する関心の高まりと芸術文化施設の充実を望む声を受けて、老朽化した既存施設に代わる（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館の建設を進め、先にオープンする市民交流センターや市民活動センターとの有効活用により充実した社会文化活動が行える環境を整えていく必要があります。

#### ●伝統文化の保存・継承

市内各地域には、神楽や歌舞伎などの伝統文化が継承されていますが、集落では住民の高齢化が進み、後継者問題が深刻になってきています。団塊の世代の大量退職の時期と相まって、高齢者の人材を活用しつつ、若い世代への文化継承につなげていく必要があります。

伝統文化を、継承されている地域だけではなく、広く市内外の人々民に知ってもらうことが地域に誇りと自信を醸成していく上で大切です。



## 【施策の方向】

### ◆文化財の保存・活用の推進

- ・文化財保護の基本的な構想として、平成29年末までに十日町市歴史文化基本構想を策定し、地域型での日本遺産認定をめざします。
- ・国宝・火焰型土器をはじめ、縄文文化の素晴らしさを広く内外に発信します。
- ・新博物館を建設し、文化財の保存・活用を推進します。
- ・地域の歴史や文化財を中心に、地域課題の掘り起こしを行う学習機会を提供します。
- ・博物館友の会「研究グループ」、「十日町市古文書整理ボランティア」、「笹山遺跡ボランティア」の活動を支援するとともに、市民ボランティアを活用し、博物館・情報館資料を協働して整理し、有効活用を図ります。

### ◆市民の芸術文化活動の推進

#### ○芸術文化活動の推進

- ・アートのかおるまちづくり事業を継続し、市民の芸術活動を推進します。また、インターネット等を通じて石彫作品を積極的にPRします。
- ・優れた音楽や美術作品などの鑑賞の機会を創出し、県展の誘致、市美術展の開催、市民音楽祭、市民演劇祭などの開催支援を行い、芸術文化意識の醸成を図ります。

#### ○（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館建設の推進

- ・平成29年秋の完成を目指して（仮称）十日町市市民文化ホール・中央公民館を建設し、学習・発表・交流の機能を生かしながら、市民交流センター・市民活動センター等の関連施設と連携して市民の芸術文化活動を推進するとともに、市民の利用増進を図るためより良い管理運営に努めます。

### ◆伝統文化の保存・継承と活用

- ・市民が伝統文化に触れる機会を増やして、保存継承のための理解を促します。
- ・伝統文化の伝承者（団体）による、保存芸能に関する学習機会を小中学校や公民館などで開催し、次世代の継承者を育成していきます。
- ・文化協会連合会等と連携しながら、市内の伝統文化保存団体への活動支援を行います。



十日町市美術展



十日町高校吹奏楽部演奏会

### 3 現代的な課題への取組

#### 【現状と課題】

時代の流れの中で、人々の暮らし方、価値観が変わり、経済活動がグローバル化し、文明が進歩するにつれて、環境、格差、人口減少など新たな社会問題が深刻化しつつあります。

このような社会の急激な変化の中で、人間として本来あるべき姿を改めて考え直し、人間性豊かに、健康で平和な暮らしが続けられるような社会になるよう、私たち市民一人一人の「気づき」と「学び」、そして「行動」が必要とされています。



平和教育:中学生広島市派遣事業



#### 【施策の方向】

##### ◆環境問題に対する学習の充実

- ・地球温暖化は世界規模の問題です。市では「十日町市環境基本計画」策定後「十日町市バイオマスタウン構想」や「十日町市地球温暖化対策地域推進計画」、「十日町市バイオマス産業都市構想」を策定し、省エネルギー対策や再生エネルギー対策に取り組んでいます。

環境問題は、日常生活や産業活動の中の様々な要因で発生しています。まずは私たちが日常生活の中で何が問題かを「気づく」ことから学ばなければなりません。保育園や学校の中で、そして公民館や他の関係団体における環境問題に関する学習を充実させます。

- ・環境問題に取り組んでいる市民グループ等と連携した活動やイベントの開催により市民への意識啓発を図ります。

#### ◆男女共同参画社会・人権問題の啓発学習の充実

- ・少子高齢化の中、持続可能な社会を築くためには、女性の社会参画が課題です。市では、「とおかまち男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。  
日常生活の中では、固定的な性別役割分担意識が依然として強く、学校、職場、社会などあらゆる場を通じ、一人一人が個性、能力を発揮できるよう意識啓発活動を継続的に行っています。
- ・「十日町市人権教育・啓発推進計画」に基づき、同和問題をはじめ障がい者、高齢者、外国人に対する偏見や差別、「いじめ」などの問題について学校教育、社会教育などにおいて継続的に取り組み、人権意識を高めています。

#### ◆地域を知る学習機会の推進

- ・地域づくりを推進するためには、まず自分の地域を「知る」ことが必要です。市町村合併が行われ、市の地域は大きく広がりました。自分たちの地域を見直すことで、自然環境や地域の人材など地域の資源を「発見」し、それを「活用」して地域の活性化につなげることができます。地域の団体と連携しながら、様々な地域を学ぶ機会を提供するよう努めます。

#### ◆若者の自立支援・職業教育の推進

- ・若者を中心としたフリーター、ニートや引きこもり対策のため、ハローワークなどの関係機関と協力して職業意識の啓発と職業訓練の充実に努めます。
- ・青年学級や公民館事業等への参加を促し、若者が社会参加し、出逢い、交流しやすいような環境づくりを推進します。

#### ◆国際理解教育の推進

- ・市内で暮らす外国人が増えてきています。公民館では外国人のための日本語講座を開催していますが、今後も継続していきます。
- ・市民が外国の言葉や生活を学ぶ機会を設け、在住外国人との交流促進と相互の国際理解を進めていきます。

#### ◆平和教育の推進

- ・十日町市では、市民ぐるみの運動として昭和32年に発足した「原水爆禁止十日町市協議会」の活動を続けてきました。平和の尊さや生命の大切さを訴えていくために、毎年8月6日には「平和の火」を囲みながら原水爆禁止十日町市民大会を開催しています。  
また、広島と長崎の平和式典には中学生を含む訪問団を派遣しています。この運動を引き続き進めながら、平和教育を更に充実させ、この地域から世界に向けて平和の尊さを訴え続けていくよう努めます。

#### ◆消費者教育の推進

- ・十日町市では、平成23年度から消費生活相談員が常駐するようになり、市民の様々な相談に対応できる体制が整ってきました。  
消費生活問題は、自分で知識を得て予防することが第一です。学校、消費生活サポーター、県など関係機関と連携を図りながら市民の学習機会を増やしていきます。

#### ◆情報活用教育の推進

- ・情報館や公民館でパソコンの入門講座を行っていますが、今後はそれと並行してより高度な技術を習得できる講座も行っていきます。
- ・情報メディアを有効活用し、様々な観光情報や地域情報を積極的に外に向けて発信し、交流人口の増加に努めます。
- ・便利さの裏に潜む多くの危険についても十分認識し、正しい知識をもって安全に情報メディアを活用できるよう、情報モラルの育成を図ります。
- ・開館 20 年目を迎えようとしている情報館のこれまでの実績を踏まえ、時代の変化と利用者のニーズに応えるため、これからの情報館の在り方を見定め、実践につなげます。

#### ◆防災教育の推進

- ・豪雪、地震、水害と大きな自然災害を経験しました。この体験から避難誘導や避難所の運営等の研修の必要性を学びました。  
十日町市では、自主防災組織や市政事務嘱託員を対象にした自主防災組織のリーダー研修会を実施したり、学校向けの防災リーフレット等を作成するなど防災教育にも取り組んでいます。今後も防災リーダーの資質向上のため、各種研修会を実施していきます。
- ・「十日町市災害時要援護者支援プラン」\*の周知と推進を図ります。
- ・自然災害・原子力災害時の避難計画等の周知を図ります。
- ・防災活動を題材とした市民の支え合いのためのボランティア意識の啓発、ボランティア活動の推進を図ります。

#### ◆高齢者の交流促進と活動の拠点づくりの推進

- ・核家族化や少子高齢化等の影響で、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加、また同居世帯にあっても昼間は高齢者が一人きりになるなど、新たな「孤立化」が問題となっています。そこで市では、地域の活動を通して高齢者の孤立化の解消に努めるとともに、人と人との触れ合いの中から助け合いや支え合いの精神を育むことができるよう、また、地域の中で積極的につながりの輪を広げていくような住民同士の結びつきを支援していきます。



国際理解教育：日本語ひろば

※十日町市災害時要援護者支援プラン…地震などの災害時に、高齢者や障がいのある人がスムーズに避難できるような支援体制を整備するための計画。災害時要援護者名簿を作成し、市の関係課と自主防災組織や町内会、民生委員児童委員が情報を共有することによって、地域ぐるみの要援護者の避難支援を実施することができる。

### Ⅲ 施策の柱3 生涯学習推進体制の整備

#### 1 学習成果活用のための環境整備・生涯学習推進のための人材育成

##### 【現状と課題】

教育基本法第3条（生涯学習の理念）では、『国民一人一人が、…（略）その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない』と定められています。わかりやすい言葉で言えば「いつでも・どこでも・だれもが学べ、その学習の成果が活用される社会をつくる」ということです。

自分の学びを地域で生かしたい、あるいは、指導者として活動したいと考えている人に対する環境を整える必要があります。自分の学びが社会において何らかの形で役に立つと感じることで、学びを更に深めようという考えにつながります。

##### 【施策の方向】

###### ◆学習成果発表の場の拡充

- ・公民館などの社会教育施設では、講座受講生や利用団体の成果発表の場として文化祭や公民館まつりを行っています。今後は、利用している施設だけではなく、他の施設と連携するなどして発表する時期や場所を更に広げ、参加者の学ぶ意欲を高めていきます。

###### ◆生涯学習人材バンクの整備と有効活用

- ・平成23年度に人材バンクを整備しました。自分の知識や技術を地域に生かしたいと思っている人の活躍の場を広げ、一般市民がその活用をしやすいように工夫していきます。
- ・関係機関が作成しているほかの人材バンク情報と連動させながら有効活用を図ります。

###### ◆生涯学習推進のための指導者・コーディネーターの育成

- ・地域社会の様々な課題や生活課題に対する市民の「気づき」を喚起するため、そして市民の「学び」の意欲を高めるためのコーディネーターや指導者の育成を進めます。

###### ◆ボランティア活動の推進

- ・自主的な活動が社会の役に立ち、自分の生きがいにもつながるという点で、ボランティア活動は生涯学習の理念そのものの活動です。社会福祉協議会等と連携しながら、新たにボランティア活動を始めたいと思っている人、そしてボランティア活動を既に行っている人に対する学習機会を提供し、ボランティアの裾野を広げ、活動の活性化を図るとともに、多くの方から利用・登録いただけるよう周知に努めます。
- ・公民館活動等に関わる市民ボランティアの育成に努めます。

## 2 学習情報提供・学習相談体制の充実

### 【現状と課題】

公民館などの公的機関やその他民間団体においては、様々な講座や講演会などの学習機会を提供しています。しかし、興味がある内容のものであっても、詳しい情報が手に届かなかつたために、参加できなかったという場合があります。

このような状況を踏まえ、学習情報が必要な人にきちんと届くためには、様々な手段で、様々な場所において情報を提供することが求められます。

また、学びたい課題があつても、どのような方法で学びの場を設定したらよいかわからない、適任の指導者がわからないという場合に、適切に助言できるよう、学習相談に応じられるような体制を整える必要があります。

### 【施策の方向】

#### ◆生涯学習関連情報の提供の充実

- ・「市報とおかまち」や「公民館だより」などの広報誌や、市のホームページを活用して、市内の各種イベントや講演会などの学習情報を引き続き提供していきます。また、県や学校、保育園その他民間の関係機関とも連携しながら、幅広い学習情報を集約して提供するように努めます。

#### ◆学習相談体制の整備

- ・各地区の公民館は、地域における学びの拠点です。図書や地域資料を配置し、職員が学習相談に応じます。また、博物館や情報館などの社会教育施設には学芸員や司書などの専門職員を配置し、より専門的な学習ニーズに対応できるよう相談体制を整備します。

## 3 生涯学習関係施設の整備

### 【現状と課題】

市内の各地域には、公民館や情報館、博物館、郷土資料館、森の学校キョロロ、体育館などの社会教育関係施設が数多くあり、それぞれの役割を果たしています。しかし、施設の老朽化が進み改修が必要となっている施設も多く、さらに合併して市域が広がったことに伴い、施設の管理・運営のあり方を見直し、効果的な施設運営を図ることが必要になっています。

また、社会教育施設の職員は市民の学びの窓口でもあり、専門性の維持と研修や自己研鑽による資質向上が欠かせません。

さらに、学校の余裕教室や廃校となった施設などを利用した放課後児童の居場所づくりや地域住民が集う場づくりなど、既存の施設を有効活用して、地域と連携した様々な取組を考える必要があります。

## 【施策の方向】

### ◆公民館の有効活用と整備

- ・地域づくりの拠点として地域自治組織との連携を強化します。
- ・地域の実情や活動実績を考慮しながら、地区館、分館の配置について検討を進めます。

### ◆新博物館の整備

- ・平成32年までを目標に、縄文文化や地域の生業である織物文化、その文化を育んだ雪文化を中心とした新博物館を建設します。地域活性化を図るとともに、世界に向けて日本文化の魅力を発信します。

### ◆公民館以外の社会教育施設の有効活用と効果的な運営の推進

- ・施設の活用については、職員の専門性を維持しつつ、市民がより利用しやすい運営体制と環境整備に努めます。更に、市民の要求課題や必要課題に対応できるような学びの場としての事業運営に努めます。
- ・施設設備については、老朽化した施設や耐震化が早急に求められる施設を優先的に、かつ計画的に整備を進めていきます。また、情報館機能の一つである「広域的な人の交流」を充実させるために、喫茶コーナーを中心とした改修を進めます。
- ・施設の管理運営は、一部指定管理者制度を導入して行っていますが、効率的な運営と施設の活用に向けてさらに工夫をしていきます。

### ◆その他の社会教育関係施設の有効活用の促進

#### ○学校施設と地域住民が連携した各種事業の実施と拡充

- ・近年、特に学校の運営を地域で支援しようという動きが高まっています。学校施設を地域に開放する事業は各地域で行われていますが、今後は、開かれた学校作りを更に推進し、地域住民が集う場の開設など、学校の余裕教室や空き教室を活用した様々な取組を通じて、学校、家庭、地域が一体となって、地域の教育力の向上を目指します。

#### ○青少年の居場所・活動の機会づくり

- ・青少年がこの地域に愛着をもち、社会とつながりをもちながら活動できるような居場所づくりを検討していきます。
- ・青少年のサークル活動などの発表の機会を設けます。

#### ○市民が活用しやすい施設の環境整備

- ・市民が気軽に社会教育関係施設に足を運ぶことができるように、バリアフリー対策を進めます。
- ・イベントや講演会の際には保育ボランティアと連携して保育ルームを設置するなど、きめ細かな環境整備に努めます。

### ◆専門的職員の養成と配置

- ・多様化する市民ニーズに応えられるよう社会教育主事・司書・学芸員などの社会教育専門職を養成し、適正配置に努めます。
- ・国・県などの研修機会を積極的に活用し、市独自でも研修機会を設け職員の資質向上に努めます。

## 4 地域社会全体で学ぶ環境づくり

### 【現状と課題】

現代に生きる子どもには、自ら学び、考え、判断し、行動するといった「生きる力」が求められています。そして成人には、自立した人間として生きていくための資質や能力が求められています。さらに高齢者には、生きがいを持ちながら、健康な体を維持して生きていくことが必要です。

この生きる力や健康な体の維持は、それぞれの年代に限った課題ではなく、一人の人間が生涯継続して取り組んでいく必要があります。

地域社会では、子どもからお年寄りまで様々な年代の人が暮らしています。多様な人生経験を持つ様々な人たちがいるということは、お互いから学び合うことができる環境があるということです。そして、この環境を有効に利用するためには、市民がそうした環境の中に身を置いていることを前向きに受け止め、お互いに教え合い学び合うことができるために、意識の醸成を図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### ◆地域社会における団体の連携・ネットワークの強化

- ・地域には、家庭から始まり、学校、子ども会や青少年育成会、企業、公民館で活動する各種社会教育関係団体など様々な団体があります。それぞれの団体のネットワーク化を図り、地域課題解決に向けた取組を進めていきます。
- ・十日町市で実施している「まちづくり出前講座」を継続し、市民が行政の業務や課題について学び、行政の効果的運営につながるような仕組み作りに努めます。

#### ◆市民の学びの核となるような団体やグループの育成支援

- ・市内には、環境問題などに地道に取り組んでいるグループや子育て支援活動を行っているグループがあります。そうした活動団体の育成支援に努めます。
- ・市民の学びをサポートするような団体の育成を支援しながら、自分たちの課題を自分たちで学びながら解決につなげていけるような環境づくりを進めます。



## < 資料編 >

- 生涯学習推進基本計画策定要綱
- 策定委員会、ワーキング会議名簿
- 計画策定までの経過

## 十日町市生涯学習推進基本計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市生涯学習推進基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について必要な事項を定めるものとする。

(基本計画の性格)

第2条 基本計画は、市民の生涯学習に関する総合的かつ計画的な運営の指針とする。

(基本的方針)

第3条 基本計画は、市民の生涯学習のための環境整備について、体系的かつ具体的に明らかにするものとする。

2 基本計画の策定に当たっては、国県の計画のほか、市の総合計画及び関連する諸計画と整合するよう努めるものとする。

3 基本計画の策定に当たっては、生涯学習に係る機関と連携し、市民の意見を反映させるものとする。

(基本計画の内容)

第4条 基本計画の区域は、本市の区域とする。

2 基本計画で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 現状及び課題

(2) 施策の基本的方向

(3) 具体的な施策

3 基本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じ見直しを行うものとする。

(基本計画策定委員会)

第5条 基本計画を策定するに当たって、市民の意見を反映させるために、市民及び関係団体の代表による基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会の委員は、12人以内とし、生涯学習に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 策定委員会は、基本計画の策定に関し意見を述べ、又は提言を行うものとする。

4 策定委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から基本計画の策定の日までとする。

5 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。この場合において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、又は資料の提出を求めるものとする。

(ワーキング会議)

第6条 基本計画を策定するための補助機関として、ワーキング会議を設置する。

2 ワーキング会議のメンバーは、市の職員のうちから教育長が任命する。

3 ワーキング会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 生涯学習施策に関する調査、研究又は立案に関すること。

(2) その他基本計画の策定に必要な事項

4 ワーキング会議の設置期間は、平成27年9月25日から基本計画の策定の日までとする。

5 ワーキング会議の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(事務局)

第7条 基本計画の策定に関する事務を処理するため、生涯学習課に事務局を置く。

2 事務局長は、生涯学習課長が当たる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年9月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、基本計画の策定の日その効力を失う。

## 1 基本計画策定委員会

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等
委 員 長	齋 藤 國 平	青少年育成十日町市民会議
副委員長	池 田 洋 子	十日町市社会教育委員会
委 員	小 林 恵美子	十日町市公民館運営審議会
委 員	星 名 信 昭	十日町市博物館協議会
委 員	平 野 久 美	十日町情報館協議会 (前委員)
委 員	春 日 昇	十日町市スポーツ推進審議会
委 員	金 山 有 紘	十日町市文化協会連合会
委 員	星 名 好 男	十日町市芸術協会
委 員	佐 藤 至	森の学校キョロロ運営委員会
委 員	須 田 文 彦	十日町市教育振興会 (小学校)
委 員	林 克 宏	十日町市教育振興会 (中学校)
委 員	丸 山 恵	NPO 法人市民活動ネットワークひとサポ

## 2 ワーキング会議

所属	職名	氏名
企画政策課	参事・課長補佐 (企画政策係長・広報広聴係長)	渡辺 正彦
防災安全課	課長補佐 (交通防犯係長)	鈴木 勝
福祉課	課長補佐 (介護保険係長)	長谷川 智
市民生活課	課長補佐 (市民年金係長)	大口 たか江
子育て支援課	課長補佐 (子育て支援係長)	斉木 和幸
健康づくり推進課	課長補佐 (保健師長)	高津 容子
環境衛生課	課長補佐 (環境企画係長)	村山 敦尚
産業政策課	課長補佐	桶谷 英伸
農林課	課長補佐 (農業企画係長)	庭野 日出貴
学校教育課	指導管理主事 (教育センター参事)	川崎 正男
文化財課	課長補佐	石原 正敏
スポーツ振興課	課長補佐	鈴木 規幸
川西公民館	館長補佐	星名 知彦
中里公民館	館長補佐	樋口 具範
松代公民館	副館長	柳 裕子
松之山公民館	副館長 (キョロロ副館長)	福原 諭佑

## 3 事務局

	所属・職名	氏名
事務局長	生涯学習課 課長	大島 満
事務局員	生涯学習課 課長補佐	須藤 剛浩
〃	生涯学習課 社会教育係長	山本 勝利
〃	生涯学習課 文化振興係長	太田 喜重
〃	生涯学習課 社会教育係 主査	小川 清貴

## 計画策定までの経過

平成27年9月25日	十日町市生涯学習推進基本計画策定要綱告示
平成27年9月25日	十日町市生涯学習推進基本計画策定委員委嘱
平成27年10月2日	十日町市生涯学習推進基本計画策定ワーキング会議構成員訓令
平成27年10月30日	第1回ワーキング会議（第2次計画の自己評価検証作業開始）
平成27年12月3日	第1回策定委員会（概要説明・第2次計画評価検証・第3次計画協議）
平成27年12月7日	第2回ワーキング会議（第3次計画施策整理・素案作成作業開始）
平成27年12月17日	公民館運営審議会（計画概要説明）
平成27年12月22日	社会教育委員会義（計画概要説明）
平成27年12月25日	生涯学習関係委員へ第3次計画素案を送付・意見聴取 送付先：策定委員・教育委員・社会教育委員・公民館運営審議会委員・地区公民館長・スポーツ振興審議会委員・文化財保護審議会長他・博物館協議会長他・森の学校「キョロロ」運営委員
平成28年1月26日	第3回ワーキング会議（素案意見回答・第3次計画案作成作業開始）
平成28年3月15日	公民館運営審議会（素案修正箇所など第3次計画案説明）
平成28年3月16日	第2回策定委員会（第3次計画案説明・協議）
平成28年3月17日	第4回ワーキング会議（第3次計画案修正・記述確認作業開始）
平成28年3月23日	社会教育委員会義（素案修正箇所など第3次計画案説明）
平成28年3月25日	第3次生涯学習推進基本計画案策定
平成28年8月10日	第3次生涯学習推進基本計画案修正 ※新たな基本構想や事業計画策定への取組み（歴史文化基本構想・縄文文化発信・新博物館建設・クワアチアホストタウン推進事業など）に伴う修正
平成28年8月31日	第3次生涯学習推進基本計画修正案を策定委員他に送付
平成28年9月7日	総務文教常任委員会（第3次計画案説明）
平成28年9月9日	パブリックコメントの実施（～9月30日） ※22日間
平成28年10月27日	定例教育委員会（第3次計画案説明・承認）

### 第3次 十日町市生涯学習推進基本計画

「はぐくみ 支えあい 学びあう 元気なまちづくり」

平成28年10月

十日町市教育委員会生涯学習課

〒948-0022

新潟県十日町市学校町1丁目730番地1

電話 025-757-8918

FAX 025-757-5010

電子メール t-edu-gakushu@city.tokamachi.lg.jp